

部分耐震改修に係る技術基準

(目的)

第1条 現行の建築基準法が定める耐震性能を有しない既存の木造住宅の段階的な耐震改修において考慮すべき技術基準として、部分的にでも地震により圧壊に至らず、生存できる空間の確保が可能と考えられる性能（以下、「部分耐震性能」という。）に係る基準を定め、より安全で安心な住宅ストックの形成を図るものとする。

(用語定義)

第2条 この基準において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 木造住宅 柱、梁等の主要構造部が木造である、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の2階建て以下の住宅をいう。
- 二 耐震診断 「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（発行：一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター）」による一般診断法又は精密診断法をいう。
- 三 上部構造評点 耐震診断により算出した耐震性の評価をいう。
- 四 部分評点 別途定める計算方法により算出した、木造住宅の部分的な耐震性の評価をいう。
- 五 特定居室 直接外気に接する避難上有効な開口部を有する寝室を含む範囲で、1階にあるものをいう。
- 六 家具等 タンス・食器棚等の家具類及び冷蔵庫等の電気製品等で、高さが1.2m以上のものをいう。
- 七 家具等の転倒防止措置 地震による家具等の転倒を防止する工事をいう。
- 八 改修 第3条に規定する部分耐震性能を有するものとするために行う工事をいう。

(部分耐震性能)

第3条 部分耐震性能を有する木造住宅とは、次の各号に掲げる条件を満足するものとする。

- 一 特定居室の部分評点が1.5以上であること
- 二 改修を行う場合にあっては、改修後の上部構造評点が、改修前の数値を下回らないこと
- 三 特定居室において、家具等の転倒防止措置が施されていること

(適用範囲)

第4条 この基準は、岡山県内に存する耐震診断の適用が可能な既存の木造住宅において、適用する。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日より適用する。

「部分耐震改修に係る技術基準」に基づく『部分評点』の計算方法

(総 則)

本書は、「部分的な耐震改修に係る技術基準」に定める『部分評点』の計算方法及びその他関係事項を定めるものである。

(計算の概要)

特定居室を構成する壁構面において囲まれた範囲を対象として、その部分の面積に応じた地震に対する必要耐力及び存在耐力を算出し、当該範囲におけるX方向及びY方向における部分評点を算出する。

(計算の条件)

- 1 必要耐力の算定は、耐震診断における一般診断法（精算法）に準じて行う。
- 2 耐震補強を行う構面の存在耐力の算定は、劣化低減係数（dK）を1.0とする。
※この際、当該構面を構成する既存の柱、梁、土台等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。

(計算の実施)

計算ソフト（（一社）岡山県建築士事務所協会作成）による

(計算の流れ)

- 1 部分評点を計算する特定居室を設定する。
- 2 特定居室の面積、耐震診断条件から、特定居室の『部分必要耐力』を算出する。
- 3 特定居室の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から『部分存在耐力』を算出する。
- 4 部分評点を算出する。

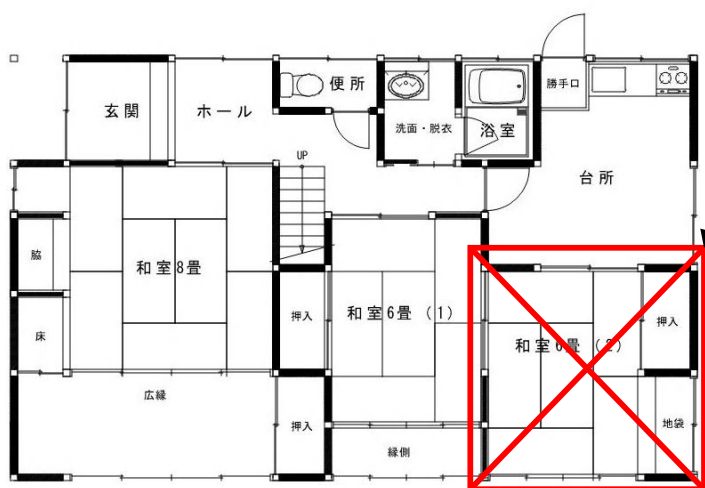
$$\text{部分評点} = \text{『部分存在耐力』} / \text{『部分必要耐力』}$$

(判 定)

部分的耐震性能に必要な一の条件

$$\text{部分評点} \geq 1.5$$

部分評点の計算方法（計算の流れ）



①改修を行う部分を含む
『特定居室』を設定

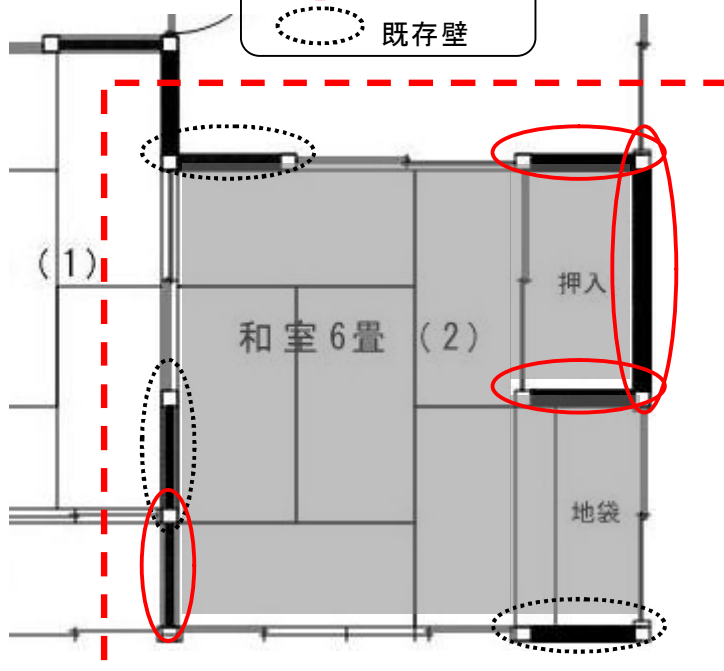


②『特定居室』の面積に対する
【部分必要耐力】を算定する



凡例

○ 改修壁
○ 既存壁



③既存壁・改修壁の耐力を合算し、改修対象範囲の
【部分存在耐力】を算定する



④部分評点が 1.5 以上であることを確認する (XY 両方向)
 $\frac{\text{【部分存在耐力】}}{\text{【部分必要耐力】}} \geq 1.5$

『特定居室』